

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

### 香川県人事委員会規則第15号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(有害物等取扱手当)</p> <p>第3条 条例第5条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1)～(5) 略</p>	<p>(有害物等取扱手当)</p> <p><u>第3条 条例第5条第1項第1号の人事委員会規則で定める機関は、がん検診センターとする。</u></p> <p><u>2 条例第5条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。</u> (1)～(5) 略</p>
<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第8条 条例第22条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、県の管理する道路及びその周辺、県の管理する河川、県の管理する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は侵食を防止するための施設並びにため池とする。</p> <p>2 条例第22条第1項第3号の人事委員会規則で定める業務は、墜落の危険性が著しく高い作業、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による昇降機の検査及び消防学校において教育訓練として行う降下訓練等とする。</p> <p>3 条例第22条第1項第4号の人事委員会規則で定める事業場は、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事の事業場とする。</p>	<p>(夜間看護等手当)</p> <p><u>第7条 条例第16条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、救急患者に対処するため又は病理解剖のために自宅等で待機することを依頼された職員（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額を受ける職員を除く。）とする。</u></p> <p><u>2 条例第16条第1項第2号に掲げる場合における夜間看護等手当は、待機を依頼された期間中に救急患者に対処するため又は病理解剖のために呼出しを受け、1時間以上業務に従事したときに支給するものとする。</u></p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第8条 条例第26条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、県の管理する道路及びその周辺、県の管理する河川、県の管理する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は侵食を防止するための施設並びにため池とする。</p> <p>2 条例第26条第1項第3号の人事委員会規則で定める業務は、墜落の危険性が著しく高い作業、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による昇降機の検査及び消防学校において教育訓練として行う降下訓練等とする。</p> <p>3 条例第26条第1項第4号の人事委員会規則で定める事業場は、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事の事業場とする。</p>

4 条例第22条第1項第5号の人事委員会規則で定める作業は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

5 条例第22条第1項第8号の人事委員会規則で定める伝染性疾病は、人畜共通の伝染性疾病とする。

(特殊現場指導業務手当)

第9条 条例第23条第1項第1号の人事委員会規則で定める場所は、港湾区域、海岸保全区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、自作農財産である土地及び土石又は砂利の採取に係る現場とする。

(支給額の特例)

第10条 条例第25条の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日(以下「週休日」という。)及び同条例第10条に規定する休日(同条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日とし、以下「休日等」という。)

(2) 略

2 条例第25条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、その月の全日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とする日割計算によるものとする。

4 条例第26条第1項第5号の人事委員会規則で定める作業は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

5 条例第26条第1項第8号の人事委員会規則で定める伝染性疾病は、人畜共通の伝染性疾病とする。

(特殊現場指導業務手当)

第9条 条例第27条第1項第1号の人事委員会規則で定める場所は、港湾区域、海岸保全区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、自作農財産である土地及び土石又は砂利の採取に係る現場とする。

(支給額の特例)

第10条 条例第29条の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

(1) 職員の給与に関する条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日(以下「週休日」という。)及び同条例第10条に規定する休日(同条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日とし、以下「休日等」という。)

(2) 略

2 条例第29条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、その月の全日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とする日割計算によるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。